

評価員の評価能力の定期確認制度規則

(目的)

第1条 この規則は、一般社団法人 住宅性能評価・表示協会（以下「協会」という。）が、会員機関である住宅性能評価機関の評価技術水準の維持・確保を図るために、評価員の評価能力の確認に係る定期的に行う試験及び補習の実施に関し、必要な事項を定めることを目的とする。

(評価員の評価能力の確認のための定期試験及び補習)

第2条 協会は、住宅の品質確保の促進に関する法律に基づく登録講習機関の評価員講習（以下「登録講習機関の評価員講習」という。）を修了して5年を経過した会員機関の評価員を対象として、5年に1回、登録講習機関の評価員講習を修了した程度の評価能力（以下「評価能力」という。）を確保していることを確認するための試験（以下「定期試験」という。）を行うとともに、評価能力を確保していないことが判明した評価員に補習を行う。

(会員機関の責務)

第3条 協会の会員機関（準会員を除く。以下同じ。）は、評価業務に従事する評価員については、登録講習機関の評価員講習を修了した後5年以内毎に定期試験を受けさせるとともに、定期試験により評価能力を確保していないことが判明した評価員については補習を受けさせなければならない。

2 会員機関は、やむを得ない特別な事情がある場合を除き、登録講習機関の評価員講習を修了して5年を経過した評価員で、定期試験を受験しなかった者又は定期試験により評価能力を確保していないことが判明したものの補習を受けなかった者を評価業務に従事させてはならない。

(定期試験委員会の設置等)

第4条 企画運営委員会は、定期試験及び補習の実施方法の策定、定期試験問題の作成、評価能力の設定、補習教材の編集等を行うための定期試験委員会を設置する。

2 定期試験は、評価員として必要な知識及び技能を修得していることを確認するため、次の事項について行うものとする。

- 一 住宅の品質確保の促進等に関する法律に関する事項 住宅性能表示制度全般に関する知識
- 二 新築住宅に係る住宅性能評価に関する事項 新築住宅に係る設計住宅性能評価に関する知識並びに建設住宅性能評価に関する知識及び技能
- 三 既存住宅に係る住宅性能評価に関する事項 既存住宅に係る建設住宅性能評価に関する知識及び技能
- 四 住宅の性能に関する表示基準等に関する事項 住宅の性能に関する表示基準その他住宅性能表示制度に関する知識

(定期試験管理者の登録及び受験評価員の通知)

第5条 会員機関は、協会からの定期試験の実施に関する通知を受けた場合、会員機関の対象評価員に対する定期試験及び補習の実施について管理する定期試験管理者を選任し、協会

に登録するとともに、第3条第1項に基づき、定期試験を受けさせる評価員（以下「受験評価員」という。）を選定し、協会に通知するものとする。

（定期試験の実施）

第6条 定期試験は、年1回以上行うものとする。

- 2 会員機関は、協会からの定期試験の実施に関する通知に従って、受験評価員に定期試験を受験させるものとする。
- 3 会員機関の定期試験管理者は、会員機関の受験評価員の定期試験の受験を管理するものとする。

（試験結果等の通知）

第7条 協会は、定期試験終了後すみやかに採点を行い、会員機関に当該機関の受験評価員の試験結果及び評価能力を確保するために補習を受けるべき評価員を通知する。

- 2 前項の通知の際に、受験評価員で定期試験を受けなかった者を併せて通知する。

（補習の実施）

第8条 補習は、前条第1項で補習が必要と判定された受験評価員及び第2項の定期試験を受けなかった受験評価員を対象として実施するものとする。

- 2 協会は、前項の評価員がいた会員機関に対して、補習教材を提供するとともに補習の実施方法について通知するものとする。
- 3 前項の会員機関は、あらかじめ補習の実施計画書を作成し、協会に届けるものとする。
- 4 前項の会員機関は、補習を実施した後、結果を協会に報告するものとする。
- 5 協会は、前項の報告により、補習が終了したものと認めたときは、その旨を当該会員機関に通知するものとする。

（守秘義務）

第9条 会員機関、定期試験管理者及び定期試験委員会の委員は、正当な理由がある場合を除き、定期試験に関して知り得た秘密をもらしたり、自己の利益のために使用してはならない。

（雑則）

第10条 企画運営委員会は、この規則に定めるもののほか、定期試験及び補習の実施に必要な事項について、別途定めることとする。

附則

- 1 この規則は、平成21年4月2日から施行する。
- 2 初年度の定期試験に関しては、会員機関は、この規則の施行の際、登録講習機関の評価員講習を修了してから5年以上を経た評価員に対し、定期試験を受けさせなければならないものとする。

附則

この規程は、平成24年3月29日から施行する。